

平成23年 第7回

教育委員会臨時会会議録

平成23年3月22日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2321号

平成23年第7回臨時会

日 時 平成23年3月22日（火） 午後3時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委員長職務代理者	半 田 吉 恵
	委 員	小 島 洋 祐
	委 員	澤 孝一郎
	教 育 長	高 橋 良 祐

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	小柳津 明
	庶 務 課 長	伊 藤 康 博
	教育政策担当課長	山 本 隆 司
	学校施設計画担当課長	村 上 利 雄
	学 務 課 長	新 宮 弘 章
	生涯学習推進課長	大 竹 悦 子
	図書・文化財課長	沼 倉 賢 司
	指 導 室 長	加 藤 敦 彦

「書 記」	庶務課庶務係長	岡 田 圭 子
	庶務課庶務係	遠 藤 由香里

「議題等」

日程第1 会議録の承認

- 第2311号 第10回定例会（平成22年10月12日開催）
- 第2312号 第18回臨時会、同秘密会（平成22年10月25日開催）
- 第2313号 第11回定例会（平成22年11月9日開催）
- 第2314号 第24回臨時会（平成22年11月30日開催）
- 第2315号 第12回定例会（平成22年12月14日開催）

日程第2 審議事項

- 議案第19号 港区教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
- 議案第20号 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第21号 港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 議案第22号 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

- 議案第23号 港区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 議案第24号 港区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 議案第25号 港区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当の一部を改正する規則について
- 議案第26号 港区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
- 議案第27号 港区立学校等に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則について
- 議案第28号 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第29号 港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則について
- 議案第30号 港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について
- 議案第31号 港区立幼稚園事案専決規程の一部改正について
- 議案第32号 港区教育委員会学校徴収金事務取扱規程の一部改正について
- 議案第33号 港区幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正について
- 議案第34号 港区幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部改正について
- 議案第35号 学校職員出勤簿整理規程の一部改正について
- 議案第36号 港区幼稚園教育管理職業績評定規程の一部改正について
- 議案第37号 港区幼稚園教育職員勤務評定規程の一部改正について
- 議案第38号 旧芝浦小学校の教育財産の用途廃止について

日程第3 教育長報告事項

- 1 寄付の受領について
- 2 インフルエンザ様疾患による臨時休業等について
- 3 港区総合型地域スポーツ・文化クラブ体験イベント（青山地域）の実績について
- 4 高輪地区総合支所昇降機設備設置工事に伴う高輪図書館の運営について
- 5 東北地方太平洋沖地震にかかる港区教育委員会及び港区の対応について

「開 会」

○半田委員長職務代理者 皆さん、こんにちは。ただいまから平成23年第7回港区教育委員会臨時会を開会します。開会に先立ちまして、今回、東北・関東地方を襲った未曾有の大災害において、犠牲となりました多くの方々に対し、謹んで哀悼の意を表し、ご冥福をお祈り致しまして黙祷を捧げたいと思いますので皆様ご起立をお願いいたします。

黙 祷

黙 祷 を 終 わ り ま す 。

それでは、日程に入ります。

(午後3時00分)

「会議録署名委員」

○半田委員長職務代理者 本日の署名委員は小島委員にお願いします。

第1 会議録の承認

第2311号 第10回定例会（平成22年10月12日開催）

第2312号 第18回臨時会、同秘密会（平成22年10月25日開催）

第2313号 第11回定例会（平成22年11月9日開催）

第2314号 第24回臨時会（平成22年11月30日開催）

第2315号 第12回定例会（平成22年12月14日開催）

○半田委員長職務代理者 日程第1、会議録の承認に入ります。

平成22年10月12日開催の第2311号、第10回定例会、10月25日開催の第2312号、第18回臨時会、同秘密会、11月9日開催の第2313号、第11回定例会、11月30日開催の第2314号、第24回臨時会、12月14日開催の第2315号、第12回定例会の会議録につきましては、承認ということよろしいでしょうか。

(異議なし)

○半田委員長職務代理者 それでは承認することに決定いたしました。

第2 審議事項

1 議案第19号 港区教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

12 議案第30号 港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について

13 議案第31号 港区立幼稚園事案専決規程の一部改正について

14 議案第32号 港区教育委員会学校徴収金事務取扱規程の一部改正について

17 議案第35号 学校職員出勤簿整理規程の一部改正について

18 議案第36号 港区幼稚園教育管理職業績評価規程の一部改正について

19 議案第37号 港区幼稚園教育職員勤務評価規程の一部改正について

○半田委員長職務代理者 日程第2、審議事項に入ります。

本日は日程を変更し、まず、議案第19号、「港区教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」、議案第30号、「港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について」、議案第31号、「港区立幼稚園事案専決規程の一部改正について」、議案第32号、「港区教育委員会学校徴収金事務取扱規程の一部改正について」、議案第35号、「学校職員出勤簿整理規程の一部改正について」、議案第36号、「港区幼稚園教育管理職業績評定規程の一部改正について」及び議案第37号、「港区幼稚園教育職員勤務評定規程の一部改正について」以上7件については、改正理由が同一のため、一括して説明を受け、質疑応答後、1件ずつ採択を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○半田委員長職務代理者 それでは、日程を変更いたします。

庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、ただいま議題となりました議案第19号外6件につきまして、指導室所管の議案も含まれておりますが、私が一括してご説明申し上げます。

まず、議案第19号、港区教育委員会公印規則の一部を改正する規則についてでございますが、幼稚園教育職員の任用制度の改正に伴い、「教頭」を「副園長」と改めますので、その関係で改正をお願いするものでございます。また、付則におきまして、この規則は平成23年4月1日から施行するとしてございます。

続きまして、議案第30号、港区教育委員会事務局組織規程の一部改正についてでございますが、改正理由は同じく「幼稚園教頭」を「副園長」に改めるものでございます。平成23年4月1日から施行するとしてございます。

続きまして、議案第31号、港区立幼稚園事案専決規程の一部改正についてでございますが、同じく「教頭」を「副園長」に改めるものでございます。平成23年4月1日から施行するとしてございます。

続きまして、議案第32号、港区教育委員会学校徴収金事務取扱規程の一部改正についてでございますが、同じく「教頭」を「副園長」に改めるものでございます。平成23年4月1日から施行するとしてございます。

続きまして、議案第35号、学校職員出勤簿整理規程の一部改正についてでございますが、同じく、「教頭」を「副園長」に改めるものでございます。平成23年4月1日から施行するとしてございます。

続きまして、議案第36号、港区幼稚園教育管理職業績評定規程の一部改正についてでございますが、同じく、「教頭」を「副園長」に改めるとしてございます。平成23年4月1日から施行するとしてございます。なお、付則第2項におきまして、みなし規定を設けてございます。「改正後の業績評定に基づいてなされたものとみなす」というみなし規定がついてございます。

続きまして、議案第37号、港区幼稚園教育職員勤務評定規程の一部改正について。同じく、「教頭」を「副園長」に改めるものでございます。平成23年4月1日から施行するとしてございませ

て、第36号と同じく、みなし規定がついてございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○半田委員長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問はございますでしょうか。

○小島委員 これは全て、教頭が副園長と改められるので、「教頭」を「副園長」にするということ
でよろしいですか。

○庶務課長 ご指摘のとおりでございます。

○半田委員長職務代理者 名称が変わったということですね。

○庶務課長 はい。

○半田委員長職務代理者 それでは、採択に入ります。

議案第19号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○半田委員長職務代理者 それでは、議案第19号については、原案どおり可決することに決定い
たしました。

次に、議案第30号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○半田委員長職務代理者 それでは、議案第30号については、原案どおり可決することに決定い
たしました。

次に、議案第31号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○半田委員長職務代理者 それでは、議案第31号については、原案どおり可決することに決定い
たしました。

次に、議案第32号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○半田委員長職務代理者 それでは、議案第32号については、原案どおり可決することに決定い
たしました。

次に、議案第35号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○半田委員長職務代理者 それでは、議案第35号については、原案どおり可決することに決定い
たしました。

次に、議案第36号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○半田委員長職務代理者 それでは、議案第36号については、原案どおり可決することに決定い
たしました。

次に、議案第37号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○半田委員長職務代理者 それでは、議案第37号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

2 議案第20号 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

○半田委員長職務代理者 日程を戻しまして、次に、議案第20号、「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」。庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、ただいま議題となりました議案第20号、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

議案資料2をご覧ください。

本案は、幼稚園教育職員の任用制度の改正及び超過勤務手当に関する取り扱い方法の改正に伴って規定を整備するものでございます。

資料の条例施行規則新旧対照表をご覧ください。上段が改正案、下段が現行でございます。

まず、現行の第3条「給料月額に加算の適用される職員」でございますが、この第3条を削除いたします。この削除に伴いまして、従前の第3条の2を第3条に改めるものでございます。

また、第13条「超過勤務手当」でございますが、昨年3月に、月の超過勤務時間が60時間を超える場合に割り増しの賃金を払うという改正をお願いいたしました。その際の改正は、その60時間の算定根拠に日曜日を含めていなかったものでございますが、民間の実態を調べてみますと、日曜日を含めている例が多いものですから、今般、日曜日を算定根拠に入れることとし、それに伴いまして、この第13条の第4項、新旧対照表の2ページ目にもわたりますが、この全文がなくなりましたので、これを削除するものでございます。

また、第19条は、第13条の第4項を削除することに伴いまして規定の整備を図るものでございます。

付則において、平成23年4月1日から施行するとしてございます。

説明は以上でございます。

○半田委員長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問はございますでしょうか。

○小島委員 この改正理由で、幼稚園教育職員の任用制度の改正及び云々ということなのですが、今回改正する箇所と任用制度の改正とはどう繋がるのですか。

○庶務課長 任用制度の改正に伴って改正が必要なのは、実は第3条だけでございます。超過勤務手当の支給に関する規定は、先ほどご説明いたしました60時間の算定根拠に日曜日を含めることに伴いまして必要となった改正でございます。

○小島委員 このたびの任用制度の改正について再度確認したいのですが、教頭先生が副園長先生になるだけではなく、どのような点が改正になるのですか。

○庶務課長 まず、幼稚園教育職員の職につきましては、園長、副園長、主任教諭、教諭となります。それに伴いまして、給料表も従前の3階層から4階層に大きく変わります。

○半田委員長職務代理者 よろしいですか。それでは、議案第20号については、原案どおり可決することにご異議ございますか。

(異議なし)

○半田委員長職務代理者 それでは、議案第20号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

3 議案第21号 港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について

○半田委員長職務代理者 次に、議案第21号、「港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について」。庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、ただいま議題となりました議案第21号、港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

議案資料3をご覧ください。この改正は、幼稚園教育職員の任用制度の改正に伴い、新たに設置する主任教諭及び副園長に係る職務段階別加算割合を定めるとともに、経過措置を規定するものでございます。

資料の5枚目をご覧ください。規則の新旧対照表でございます。上段が改正案、下段が現行でございます。

まず、第11条第2項を削除いたします。これは、従前、3階層の給料表ですと、教頭と教諭が同じ給料表の適用を受けていたのですが、新たに4階層になることによって、職務に応じた給料表になりましたので、この規定が必要なくなったため削除するものでございます。

次は、文言整理でございます。従前の規則に「施行期日」という見出しがなかったものをつけ加えるものでございます。

次の付則の第2項及び第3項が新たに追加されるものでございまして、先ほど幼稚園教育職員の職、4層制になりますが、従前ですと主任教諭と教諭の区別がございませんでしたが、新たに区分することとなり、できました。そのため、一般の教諭から主任教諭にならないと、期末手当の割り増しの適用を受けられなくなります。それでは、既に割り増しの適用を受けていた経験年数の高い教諭が不利益になりますので、不利益にならないようにするために経過措置を設けるものでございます。平成23年度から27年度までの間、新旧対照表の上段にあるとおり、一定の割り増しをする規定を設けるものでございます。

それから、別表第2関係では、従来の「教頭」を「副園長」にすると同時に、主任教諭の割増率を100分の5といたします。現行では、100分の7と100分の5の二つに分かれていたものを一本化して100分の5にするものでございます。

最後、付則におきまして、平成23年4月1日から施行するとしてございます。

説明は以上でございます。

○半田委員長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問はございますでしょうか。

○庶務課長 この内容につきましては、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正の際にご説明申し上げております。規則ではそれをさらに細かく規定をするというものでございます。

○小島委員 それでよろしいと思います。

○半田委員長職務代理者 では、採択に入ります。

議案第21号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○半田委員長職務代理者 それでは、議案第21号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

4 議案第22号 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

○半田委員長職務代理者 次に、議案第22号、「港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について」。庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、ただいま議案となりました議案第22号、港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

議案資料4をご覧ください。これは、期末手当と同様、条例改正に伴って必要な規則の改正を行うものでございます。

4枚目の新旧対照表をご覧ください。上段が改正案、下段が現行でございます。

まず、第4条におきまして、6月と12月に勤勉手当を支給することになってございますが、従前は6月と12月、それぞれ支給割合が異なっていたために、現行のような規定の仕方をしてございます。今回、6月、12月を同じく100分の67.5、管理職にあつては100分の87.5と同率になりますので、上段のように改正するものでございます。再任用職員についても同じでございます。

続きまして、第11条関係でございます。これは、従前、職がはっきり分かれていなかったために現行のような規定が必要でございましたが、今回、職に応じた給料表とすることによってこの規定が必要なくなりましたので、削除するものでございます。

続きまして、付則でございます。従前、見出しがなかったところに見出しを追加するとともに、第2項に平成18年の特例規定がございましたが、この特例規定は時限的な規定で今は意味のないものになりましたので、全体を削除するものでございます。

続きまして、ページ数が振っていないので恐縮でございますが、新旧対照表の最後から2ページ前をご覧ください。第2項、第3項を削除することに伴いまして、現行の第4項、第5項をそれぞれ繰り上げる改正を行います。

また、平成23年度から平成27年度までに支給する勤勉手当に係る経過措置として、先ほど期末手当でご説明したとおり、現行の給料表のうち割り増しを受けていた職員が不利益にならないようにこの経過措置を設けるものでございます。

最後、別表第3でございますが、期末手当と同じく所要の改正をするものでございます。

付則におきまして、平成23年4月1日から施行するとしてございます。

説明は以上でございます。

○半田委員長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問はございますでしょうか。

○小島委員 これでよろしいと思います。

○半田委員長職務代理者 それでは採択に入ります。

議案第22号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○半田委員長職務代理者 それでは、議案第22号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

5 議案第23号 港区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則について

○半田委員長職務代理者 続きまして、議案第23号、「港区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則について」。庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、ただいま議題となりました議案第23号、港区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

議案資料5をご覧ください。これは、昨年、条例改正で特別手当の上限額を5,900円から4,150円にするという改正をお願いいたしました。それに伴いまして、実際の特別手当の金額を別表のように定めるものでございます。

甚だ簡単ですが、説明は以上でございます。

○半田委員長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問はございますでしょうか。

それでは、採択に入ります。

議案第23号について、原案どおり可決することにご異議ございますでしょうか。

(異議なし)

○半田委員長職務代理者 それでは、議案第23号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

6 議案第24号 港区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について

○半田委員長職務代理者 次に、議案第24号「港区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について」。庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 ただいま議案となりました議案第24号、港区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

議案資料6をご覧ください。これは、新たに設置された副園長の管理職手当の額を改定するもの

でございます。

3枚目の新旧対照表をご覧ください。「教頭」を「副園長」とすると同時に、資料にありますとおり、管理職手当の額を改定するものでございます。

平成23年4月1日から施行するとしてございます。

説明は以上でございます。

○半田委員長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問はございますでしょうか。

それでは、採択に入ります。

議案第24号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○半田委員長職務代理者 それでは、議案第24号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

7 議案第25号 港区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当の一部を改正する規則について

○半田委員長職務代理者 次に、議案第25号、「港区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当の一部を改正する規則について」。庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 ただいま議題となりました議案第25号、港区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当の一部を改正する規則についてご説明いたします。

議案資料7をご覧ください。これは、「教頭」を「副園長」に改めると同時に、勤務手当の額を改正するものでございます。

3枚目の新旧対照表をご覧ください。現行の「教頭 七千円」を上段の改正案のとおり、「副園長 八千円」に改めるものでございます。

平成23年4月1日から施行するとしてございます。

説明は以上でございます。

○半田委員長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問はございますでしょうか。

それでは、採択に入ります。

議案第25号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○半田委員長職務代理者 それでは、議案第25号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

8 議案第26号 港区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

○半田委員長職務代理者 次に、議案第26号、「港区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」。指導室長、説明をお願いいたします。

○指導室長 それでは、ただいま議題となりました港区立学校の管理運営に関する規則の一部を改

正する規則についてご説明いたします。

資料8をご覧ください。

本規則は、幼稚園教育職員の任用制度の改定に伴いまして、「教頭」を「副園長」に改めるとともに、準用規定を整理するものでございます。

それでは、新旧対照表を使ってご説明いたします。上段が改正案、下段が現行になります。

まず、現行の第22条を削除いたします。これは、副園長の職が小・中学校の副校長の職と同様ですので、副校長が規定されております第6条の条文を準用するためでございます。

次に、下段の第22条の2の「教頭」を「副園長」に改めて、項の順序を一つ繰り下げて、上段にあります第22条とし、以下、項番号をそれぞれ繰り下げます。

次ページの、第23条の準用規定の中には、先ほど申し上げました第6条の副校長の条文、それと第6条の5というのがあるのですが、これは、主任教諭及び主任養護教諭の条文を、幼稚園における主任教諭及び主任養護教諭に準用するため追加いたします。

そのほか、文言整理を行うものでございます。

付則として、平成23年4月1日からこの規則は施行するものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○半田委員長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問はございますでしょうか。

○小島委員 教頭ないし副園長が置かれていない園というのは何園ぐらいあるのですか。

○指導室長 4園でございます。

○小島委員 全園に置くことはされないのですか。

○指導室長 管理職が2人いた方がいいかなとも思いますが、これは人事課との調整のもとで、学級数、それから3歳児保育を実施しているかしていないかの有無等によって教頭を置くことができるという決まりがございます。それに基づいて現在は配置しておりますので、来年度に関しては、芝浦幼稚園に教頭が置ける状況にはございます。

○小島委員 その場合に、「委員会で定める」と書いてあるのですが、迅速に何かできるのですか。「園長が欠けたときは、委員会は、園長代理を命ずるものとする」。組織としては、速やかに代理を置けるのですか。

○指導室長 通常の事案決定の権限については、教育委員会が園長には委任することができるのですが、今、副園長とか教頭がないところについては、園長が指名する職員が園長のかわりに決裁することができるという規定がございます。ですから、今後、園長が何かの場合で不在の場合は副園長がその代理をすることができるということで、これは、例えば小・中学校の例でいいますと、海外派遣等に行って、その欠ける間は副校長がその代理を兼ねるということで、届け出があり、承認するというような形になります。

○教育長 園長、副園長の話ですけれども、以前は、12園あるうち、専任の園長が6人と教頭が2名、管理職は全体で8名体制。というのは、小学校の校長が園長を併任している形を考えてそのようにしてあったのですけれども、今、併任のところには全て幼稚園専任の管理職を教頭として置

いてございます。プラス、大規模な幼稚園——3年保育もやっているといったところには、専任の園長と専任の教頭を置いてあります。これが4月1日からは今度は副園長という形になっていくと。専任の園長と専任の副園長が置いてある体制を徐々に構築してきています。

あとは、今、指導室長が申し上げたように、これからの幼稚園がどのような形で発展していくのかということに関わって、当然このような体制もとっていかなければならないということでもあります。この何年間か、6～7年は3年保育も増えてきましたけれども、幼稚園の人数も増えてきているということで、管理職の数も増えてきています。管理職がない場合には、以前でしたら、主任の先生がそれに代わる仕事をしていたということです。

○小島委員 分かりました。

○半田委員長職務代理者 ほかにございますでしょうか。

それでは、採択に移ります。

議案第26号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○半田委員長職務代理者 それでは、議案第26号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

9 議案第27号 港区立学校等に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則について

○半田委員長職務代理者 次に、議案第27号、「港区立学校等に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則について」。指導室長、説明をお願いいたします。

○指導室長 それでは、ただいま議案となりました港区立学校等に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

本規則は、港区が費用を負担して任用しています区費講師に関する規則で、東京都が費用を負担し任用するものを都費講師と言いますが、都立学校等に勤務する講師に関する規則に準じて制定されたものです。今回の改正の内容は、その都の講師規則の一部改正に準じたもので、非常勤講師に関する第一種基礎報酬の一部改正を提案するものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。上段が改正案で、下段が現行です。

それぞれ経験区分として1から13までございますが、全て時間単価が現行の額から10円ずつ減じてございます。例えば、経験区分1年未満の時間単価は、下段ですと1,900円と書いてございますが、上の改正案が1,890円、最後の「十三」の経験区分を見ますと、12年以上になりますが、現行が2,900円を改正案で2,890円。以下それぞれ10円ずつ減じるものでございます。

付則として、これは23年4月1日から施行するものです。

説明は簡単ですが、説明は以上でございます。よろしくご審議の上ご決定いただきますようお願いいたします。

○半田委員長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問はございますでしょうか。

○澤委員 確認ですけれども、単価が10円下がるというのは、世の中の情勢に準じて公務員の報酬を下げるということですか。

○指導室長 常勤職員の給与改定に準じまして、都の講師規則が平成22年12月1日施行で減額になりました。簡単な計算を申し上げますと、公民較差相当分が0.29%ということで、都の方が講師時間単価を減じておりますので、それに準じて区の報酬も時間単価を減じております。ですから、1,900円掛ける0.0029で8.41と出るのですが、それで2,900円から引くと、単価は10円扱いにしていますので10円ということです。

○澤委員 なるほど。

○半田委員長職務代理者 ほかにございますでしょうか。

○小島委員 結構です。

○半田委員長職務代理者 それでは、採択に入ります。

議案第27号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○半田委員長職務代理者 それでは、議案第27号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

10 議案第28号 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

○半田委員長職務代理者 次に、議案第28号、「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」。指導室長、説明をお願いいたします。

○指導室長 それでは、ただいま議案となりました港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

資料10をご覧ください。

改正理由ですが、本規則は、幼稚園教育職員の任用制度の改正に伴いまして、第1号様式及び第3号様式の文言を整理するものでございます。第1号様式は週休日の指定簿です。おめくりいただくと、上から4枚目に改正案がございますが、その下に現行がございます。それぞれ週休日の指定簿になってございます。それから、第3号様式が超過勤務等命令簿になります。その下につづられているものが改正案と現行の超過勤務等命令簿になります。そこの中の現行は、「園長印」と「教頭印等」とあるものを、「園長」を「承認権者」、「教頭等」を「関与者」という文言に改めるものでございます。

同じく、第3号様式、「超過勤務等」につきましても、それまで「教頭等」という文言になっていましたが、それを「関与者」という文言に改めるものでございます。

施行日は23年4月1日からということでございます。

簡単ですが、以上です。よろしくご審議の上ご決定いただきますようお願いいたします。

○半田委員長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問はございますでしょうか。

○澤委員 単純なことですけれども、「教頭」というのがなくなったのはよくわかるのですが、今回の名称というのは何か意味があるのですか。「園長印」と「教頭等印」を「園長印」「副園長印」にするのではなくて、「承認権者印」と「関与者印」とするというのは、どのような意味があるのでしょうか。

○指導室長 小・中学校に準じてということでもあります。ほかの処理簿もこのような形で、出張命令等もそうですので。

○澤委員 全部一緒にしてしまうということですね。

○指導室長 これにリンクさせたということでございます。

○庶務課長 例えば、今回みたいに、職の名称が変わったために様式を変えるというのは、ある意味では不経済な面がございますので、そういった影響を受けないような名称にするという意味合いもございます。

○澤委員 なるほど。分かりました。

○半田委員長職務代理者 ほかにございますでしょうか。

○小島委員 特にございません。

○半田委員長職務代理者 それでは、採択に入ります。

議案第28号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○半田委員長職務代理者 では、議案第28号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

11 議案第29号 港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則について

○半田委員長職務代理者 次に、議案第29号、「港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則について」。指導室長、説明をお願いいたします。

○指導室長 それでは、ただいま議案となりました議案第29号、港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

本改正は、幼稚園教育職員の任用制度の改正に伴いまして、別表第1、第2、第3のそれぞれを改めるものでございます。新旧対照表には、別表は「別紙のとおり」ということしか書いてございませんので、具体的に、別表第1と第2、新旧対照表の次のページをご覧ください。左側が改正案で、右側が現行になります。

別表第1ですが、幼稚園教育職員給料表級別標準職務表ということで、それぞれ3階層が4階層になりましたので、1級から4級まで新しく標準的な職務を書き、その内容を示したものでございます。

それから、別表第2につきましては、幼稚園教育職員の給料表初任給基準表でございます。現行は、教諭及び養護教諭につきましては、大学卒は1級13号給、短大卒は1級5号給ということで

ございましたが——失礼しました。逆ですね。現行は、大学卒、短大卒、それから助教諭、養護助教諭及び講師という職種がございましたが、「助教諭、養護助教諭及び講師」という職がなくなりましたので、それに合わせて左側のように改正するものでございます。

なお、ここに書いてあります大学卒の1級13号給と、右側、現行の大学卒2級17号給というのは額的には同額になってございます。

それから、別表3につきましては、昇格時対応号給表を改めるということで、改正案は、それぞれ1級、2級、3級、4級と分けたものでございます。

以上、簡単ですけれども、施行日は4月1日ということで、よろしくご審議のほどご決定いただきますようお願いいたします。

○半田委員長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問はございますでしょうか。

○小島委員 よろしいのではないですか。

○半田委員長職務代理者 それでは、採択に入ります。

議案第29号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○半田委員長職務代理者 それでは、議案第29号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

15 議案第33号 港区幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正について

○半田委員長職務代理者 次に、議案第33号、「港区幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正について」。庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、ただいま議題となりました議案第33号、港区幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正についてご説明いたします。

議案資料15をご覧ください。

本案は、幼稚園教育職員の任用制度の改正に伴って規定を整備するものでございます。3枚目の新旧対照表をご覧ください。幼稚園教育職員の定義といたしまして、従前、下段の現行のような規定を上段の改正案のとおり、園長、副園長、教諭及び養護教諭に改めるものでございます。

平成23年4月1日から施行するとしてございます。

説明は以上でございます。

○半田委員長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問はございますでしょうか。

○小島委員 特にございません。

○半田委員長職務代理者 では、採択に入ります。

議案第33号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○半田委員長職務代理者 それでは、議案第33号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

16 議案第34号 港区幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部改正について

○半田委員長職務代理者 次に、議案第34号、「港区幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部改正について」。庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 ただいま議題となりました議案第34号、港区幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部改正についてご説明いたします。

議案資料16をご覧ください。

本案は、幼稚園教育職員の任用制度の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

3枚目の新旧対照表をご覧ください。職員の定義といたしまして、下段、現行の規定を、上段の改正案のように改めると同時に、様式の一部、「教頭」を「副園長」に変えるものでございます。

説明は以上でございます。

○半田委員長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問はございますでしょうか。

○小島委員 これでよろしいのではないですか。

○半田委員長職務代理者 議案第34号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○半田委員長職務代理者 それでは、議案第34号につきましては、原案どおり可決することに決定いたしました。

20 議案第38号 旧芝浦小学校の教育財産の用途廃止について

○半田委員長職務代理者 続きまして、議案第38号、「旧芝浦小学校の教育財産の用途廃止について」。学校施設計画担当課長、説明をお願いいたします。

○学校施設計画担当課長 それでは、議案第38号、旧芝浦小学校の教育財産の用途廃止についてご説明いたします。

議案資料20をご覧ください。

本議案は、芝浦幼稚園及び芝浦小学校の新園舎・新校舎への移転により、従前の芝浦幼稚園、小学校の用途廃止を行うものであります。

資料を1枚おめくりいただいて2枚目をご覧ください。

1として、「旧芝浦小学校のこれまでの経緯」でございます。昭和24年9月、東京都より土地・校舎の無償移譲。昭和39年4月、芝浦幼稚園併設。昭和47年3月、校舎の木造から鉄筋への改築工事に伴い、スポーツセンター用地の一部を芝浦小学校敷地へ校地がえ。旧学校敷地はスポーツセンター用地へ。昭和54年9月、東京電力より校地購入。昭和55年3月、東京電力労組より交換により校地取得。平成16年8月、耐震工事完了。平成20年2月、プレハブ増築。平成22年9月、新園舎・新校舎竣工。平成22年12月、新園舎・新校舎へ引っ越し。

2といたしまして、「行政（教育）財産の用途廃止について」でございます。(1)「財産の表示に

ついて」。分類は行政財産でございます。名称は旧芝浦小学校となっております。所在地（地番）でございます。港区芝浦三丁目11番112号外でございます。建物等の土地登録の内容でございます。整理番号、教110、名称・所在、旧芝浦小学校。芝浦三丁目11番112号外。種類でございます。まず、土地でございますが、種目が宅地、数量は9,578.69㎡。次に種類、建物でございます。種目が事務所建、数量が5,526.69㎡。構造形式等は鉄筋コンクリート造でございます。種類は工作物。種目が、かこい、数量が117メートル。種目は貯水池、数量が1個でございます。続きまして、教308、名称・所在としましては、まず、旧芝浦幼稚園、芝浦三丁目11番112号外、種類は建物でございます。種目が事務所建、数量は718.75㎡、構造形式等は鉄筋コンクリート造でございます。

(2)「理由」でございます。当該敷地は、平成22年度の芝浦幼稚園・小学校の新園舎・新校舎完成により学校用地としての役割は終了している。今後は、田町駅東口北地区土地区画整理事業による東京瓦斯株式会社所有地との交換用地となる。企画経営部長より教育財産用途廃止の依頼があり、教育委員会としては、今後の利用計画がないため、用途廃止をさせていただきたいということでございます。

添付資料でございます。また1枚おめくりいただきますと、まず、財産台帳上の土地の状況を記載してございます。また、その裏面でございますけれども、測量図を添付してございます。最後になりますけれども、企画経営部長から教育委員会事務局次長宛ての教育財産用途廃止についての依頼文書をつけてございます。

簡単でございますが、説明は以上です。よろしくご審議の上ご決定いただけるようお願いいたします。

○半田委員長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問はございますでしょうか。

○澤委員 確認なのですがすけれども。

この昭和54年9月、あるいは昭和55年3月に東電から取得というのは、旧芝浦小学校の旧校地はこれで増えているということですか。

○学校施設計画担当課長 現在の旧芝浦小学校・幼稚園の敷地の一部、隣の部分にこちらの土地がございまして、そのときに取得して、そういう扱いをしてございます。

○澤委員 なるほど。ということは、芝浦小学校は、東京電力と縁が深いのですね。

○小島委員 これは既定の方針ですから、これはこれでよろしいのではないのでしょうか。

○半田委員長職務代理者 ほかにございますでしょうか。

○小島委員 これでいいと思います。

○半田委員長職務代理者 それでは、採決に入ります。

議案第38号について、原案どおり可決することご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○半田委員長職務代理者 それでは、議案第38号については、原案どおり可決することに決定いたしました。小島委員、何か。

○小島委員 日程第3に入る前に庶務課長にお聞きしたいのですが、この規則と規程を改正するのは必ず教育委員会で議決しなくてはいけないものなのではないでしょうか。というのは、この本日の議案20件のうちの幼稚園職員の任用制度の変更によって、「教頭」を「副園長」にすることや、様式を変えるなど、条例の段階で議論、質疑応答して議決しておりますので、その規則の改正を再度議論して委員会で承認しなくてはいけないのか。例えば、教育長専決事項など、何かそのようなものでできないのか、規則は、やはり委員会の議決事項ですか。

○庶務課長 条例そのものは教育委員会でご承認いただいた後、議会の議決が必要になります。条例の中に全て、今日ご審議していただいた内容等を細かく規定するのは難しい面がございますので、細かい点は規則もしくは規程で整備いたします。この規則・規程につきましては、教育長に権限を委任するわけにはいきません。教育委員会で決定をしていただく必要がございます。ですので、今回のように改正する規則等が多くなる場合もございます。

○小島委員 「教頭」を「副園長」と改めるとか、様式を改めるとか、以前議論した内容どおりだったものですから、そのように感じました。

○教育長 ですから、今日みたいに、改正理由が全く同じものは一括して説明をして、個別に議決を図るということの良いのではないのでしょうか。後半の12本ですか、最後の旧芝浦小の用途廃止を除いた12本の中にも、改正理由は同様にプラスアルファのものというのがあったので、その辺もまとめてできたのではないかと思います。以前、条例改正のときにきちっと説明しておりますので、簡略した形で議決を図っているということになるのですね。

○庶務課長 補足の説明です。

現行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第26条の「事務の委任等」という条項の第1項において、教育委員会は権限に属する事務の一部を教育長に委任することができるとなっておりますが、第2項で、「前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない」と定められており、第2号で、「教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関する事」と明確に規定されてございます。

○小島委員 なるほど。良く分かりました。

○半田委員長職務代理者 ここまででほかにご質問はございますでしょうか。

○澤委員 結構です。

第3 教育長報告事項

1 寄付の受領について

○半田委員長職務代理者 では、日程第3、教育長報告事項に入らせていただきます。

まず初めに、「寄付の受領について」。庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、寄付の受領についてご報告申し上げます。

幼稚園及び小学校におきまして、平成22年度の修了記念及び卒業記念として寄付の申し出がございました。全部の幼稚園、学校ではございませんが、寄付の申し出があったものをまとめて資料

としてお示ししてございますので、ご報告申し上げます。

まず、幼稚園では5園寄付をいただきました。白金台幼稚園は木琴、麻布幼稚園についてはCDラジオカセットレコーダー、中之町幼稚園につきましてはテレビカバー、青南幼稚園につきましてはハムスター、にじのはし幼稚園につきましてはタペストリーと地球儀でございます。見積もり単価、推定金額も含みますが、金額は資料のとおりでございます。卒園時の子どもの数で割り返しますと、1人あたりおおむね815円から394円となっております。

それから、小学校については2校ございました。芝浦小学校で体育館放送台カバー、神応小学校につきましては本でございます。なお、神応小学校につきましては、本によって値段が違いますので見積もり単価を個別にお示しすることができませんので、「一」になってございますが、総額は資料のとおりでございます。児童数1人あたり単価に換算いたしますと、資料のとおり、537円、もしくは730円となっております。

なお、中学校においてはございませんでした。

報告は以上でございます。

○半田委員長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問はございますでしょうか。

○澤委員 ご厚意は非常にありがたいし、それだけ公立の学校に思い入れを持っていただいて感謝したいなと思います。この1人当たりの負担の単価を出しているのは、上限とかがあるということなのですか。

○庶務課長 特に基準となる金額を定めているわけではありませんが、1人当たりに換算して余り高額になる寄付はやはりいかなものかという部分がございますので、この1人当たりの単価はあくまで参考までにお示ししてございまして、余りに高過ぎる場合には、そういうものは次回以降慎んだ方がいいのではないかとといったような判断をする場合もあり、その参考としております。

○澤委員 なるほど。教育委員会の中で上限があるというわけではないのですね。

○庶務課長 特に定めてございません。

○澤委員 常識的な範囲内でと。分かりました。

○小島委員 庶務課長、このジャンガリアンハムスターとかタペストリーというのは何ですか。

○庶務課長 ハムスターというのは、動物のハムスターです。タペストリーというのは、壁掛けみたいなものですね。織物でございます。じゅうたんみたいな形で壁にかけるものでございます。

○半田委員長職務代理者 物品は単価を出すのはわかるのですが、ハムスターの単価を出すというのは不思議な感じがするのです。生き物なのでちょっと不思議な感じがするのですが、どうなのでしょう。

○庶務課長 恐らく、購入金額ではなかろうかと思えます。

○半田委員長職務代理者 それでは、「買ってください」ということでお金をいただいたのですか。

○庶務課長 いいえ、購入された動物をそのまま寄付していただいたのではないかと思います。

○教育長 飼育かごとかそういうものもついているのではないですか。

○澤委員 幼稚園に対する寄付が多いというのは、それだけ思い入れがあるということですね。私

は中之町幼稚園の修了式に行きましたけれども、お母さん方とか保護者の方は結構涙を流して、園児が修了証書などをもらうときは大変感激されていました。

○半田委員長職務代理者 では、この案件はよろしいでしょうか。

2 インフルエンザ様疾患による臨時休業等について

○半田委員長職務代理者 次に、「インフルエンザ様疾患による臨時休業等について」。学務課長、説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、インフルエンザ様疾患による臨時休業等についてご報告いたします。

資料2をご覧くださいと思います。

まず、インフルエンザ様疾患による臨時休業でございます。3月3日から3月18日までの状況でございます。上から順にまいりますと、六本木中学校1年1組が3月3日から6日まで学級閉鎖、白金小学校3年1組が3月7日から10日まで学級閉鎖、高輪台小学校3年1組が3月9日から11日まで学級閉鎖、同じく高輪台小学校2年生が3月16日から18日まで、こちらは学年閉鎖をしてございます。

1枚おめくりいただきまして、感染性胃腸炎の疑いによる臨時休業の状況になります。本村小学校3年2組が3月11日から13日まで学級閉鎖をしてございます。この件ですけれども、欠席した人数も多かったことから、みなと保健所にも報告をして、保健所が学校に来まして消毒などの指導をしたほか、3人の児童の検体を検査しております。結果は3人ともノロウイルスが検出されております。感染経路は不明ですけれども、学校全体に広がっているというわけではないので、給食が原因である可能性は限りなく低いということでございます。

また、1枚目に戻っていただきます。現在のインフルエンザの流行状況は、国も東京都も減少傾向でしたが、3月7日の週で若干ですけれども増加しているという状況です。港区でも、前回の教育委員会で「微増です」という旨をご報告しておりますけれども、3月に入りましても同程度の微増で推移しているというところでございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○半田委員長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問はございますでしょうか。

○小島委員 この感染性胃腸炎なのですが、給食は限りなく原因から外れているようなのですけれども、36人のうち18人というのは物すごく多いですね。これのノロウイルスというのは何で感染するのですか。食べ物ですか、空気感染もあるのですか。

○学務課長 ノロウイルスは、ウイルスが口から入ることによって感染をします。例えば、食物もありますし、嘔吐した場合に、そこからウイルス感染、空気中に舞い上がったウイルスを吸ってしまったという感染もあります。本村小学校の場合ですけれども、3月10日にクラス内で嘔吐した児童がいたということですので、そういったところから感染をした可能性も考えられます。

○小島委員 この3年2組だけなのですか。ほかのクラスではノロウイルスが出なかったのですか。

○学務課長 隣の3年1組は嘔吐した児童が1人いたそうです。今回のケースは、木曜日に欠席者

が多くなって、3年2組の学級閉鎖は金曜日からですけれども、3年1組は「金曜日にぐあいの悪い子は無理して出てこなくていいですよ」という措置をしたところ、金曜日は半数近くは欠席したということです。ちょっとおなかが痛いとか、そういう感覚的な面での欠席もいたということを知っていますので、こちらの方はまだ原因としては不明でございます。ただ、週明けからは3年1組、3年2組とも児童はほとんどが出席しているということでございます。

○小島委員 もう1点いいですか。

インフルエンザ様疾患で、六本木中学校と白金小学校で「給食後下校」というのが書いてありますね。今まで休業期間というのは、その日から何日まで丸々休んでいたのかなと思っていたのですが、給食後下校というのが結構多いのですか。

○学務課長 給食後下校、あるいは午前中だけで下校というケースは例としては多いです。

○小島委員 今までそんなにありましたか。何日から何日までという表示ではなかったですか。

○学務課長 これまでも、給食後下校という場合はその旨記載をしております。

○半田委員長職務代理者 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

3 港区総合型地域スポーツ・文化クラブ体験イベント（青山地域）の実績について

○半田委員長職務代理者 次に、「港区総合型地域スポーツ・文化クラブ体験イベント（青山地域）の実績について」。生涯学習推進課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 では、資料ナンバー3をご覧ください。港区総合型地域スポーツ・文化クラブ体験イベント（青山地域）の実績についてご報告申し上げます。

平成23年3月6日日曜日の午後に実施してございます。会場は区立青山小学校。実施種目については4種目実施しております。参加人数は、延べでございませけれども、合計91名の参加がございました。青山地域での体験イベントにつきましては、昨年から実施をしておりますして2年目になります。昨年は参加人数延べ59名でございました。だんだん定着しているのかなと思いますけれども、1.5倍に増えているところでございます。これからも設立意向のある地域を中心に体験イベントを実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○半田委員長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問はございますでしょうか。

○澤委員 今、課長から説明があったように、参加人数が増えているのはすごくいいことだなと思います。青山小学校はラグビーも定期的にやっているのですか。

○生涯学習推進課長 毎月第1日曜日の午前中に実施しております。この3月6日のスポーカルイベントの前にもありました。

○澤委員 この日も午前中に実施されたのですか。

○生涯学習推進課長 タグラグビー教室がございまして、22年度の最後の回ということで閉校式を実施してございます。前回の教育委員会でもご説明したかと思いますが、教育長にお出でいただきまして修了証を皆様にお渡ししたところでございます。

○澤委員 前回聞きましたね。青山小学校も人工芝を全面的に張りかえて、いろいろなイベントがあそこで開催されるようになって、青山小学校に親しんでいただく方が増えています。先生も一生懸命頑張ってやっつけていただいているので、そういったことで青山小学校がより活性化する方向に向かっているのはすごくありがたいことだと思います。

○小島委員 総合型のスポーツ・文化クラブなのですが、今、スポーカル六本木が先行していますが、これは総合支所単位でやるのでしたか。それとも、このように「青山地域」と書いてあると、赤坂地域、青山地域、そういう地域で育成するものでしたか。どちらでしたか。

○生涯学習推進課長 国の指針では、中学校区ぐらいの単位で一つずつ作ったらどうかとなっております。それで、港区でもまだ中学校区ごとというはっきりした方針を出してはおりませんが、国の指針に従って中学校区で希望するところに手を挙げていただいているという状況です。

○小島委員 分かりました。

○半田委員長職務代理者 では、この案件はよろしいでしょうか。

4 高輪地区総合支所昇降機設備設置工事に伴う高輪図書館の運営について

○半田委員長職務代理者 次に、「高輪地区総合支所昇降機設備設置工事に伴う高輪図書館の運営について」。図書・文化財課長、説明をお願いいたします。

○図書・文化財課長 それでは、資料ナンバー注文@4をご覧くださいまして、高輪地区総合支所昇降機設備設置工事に伴う高輪図書館の運営についてご報告申し上げます。

先般、当教育委員会におきましても報告をさせていただきましたけれども、高輪地区総合支所におきまして昇降機設備の増設工事が予定されてございます。これに伴いまして、図書館内のレイアウトを変更する必要が生じたため、図書館内の内部を改修するとともに、視聴覚室の新設工事を行います。工事期間中につきましては、騒音の発生ですとか、そういったさまざまな影響によりまして、通常どおりのサービス提供が困難であると予想されますので、運営につきましても若干変則的な運営という形で対応してまいりたいと考えてございます。

資料の1「工事について」でございます。(1)としまして「工事期間」。平成23年5月9日から7月8日までということで、ちょうど2カ月間の工事期間となります。これは、エレベーターの設置工事、あるいは内部のレイアウト工事等を含めた期間ということになってございます。

(2)「工事内容」でございます。①としまして「内部改修工事」。資料を1枚おめくりいただきますと、図面ですけれども、A3の資料を4枚おつけしてございます。高輪図書館につきましては高輪コミュニティふらざの3階と4階にございますけれども、前半の2枚につきましては、改修前の3階・4階図面でございます。あとの2枚が改修後の3階・4階の図面となっておりますので、図面とあわせてご覧いただきながら、説明の方をお聞きいただければと思います。

工事内容でございますけれども、今回の内部改修のレイアウト変更等の工事につきましては、基本的には3階部分の工事が中心となっております。まず、図面の方の3枚目。改修後の3階の図面をご覧くださいければと思います。

横に長い建物の平面図となっております。まず工事としましては、エレベーターの設置工事ですけれども、建物でいいますと左下の角の方にエレベーターの新たな設置が予定されてございます。こちらのエレベーターを設置することに伴いまして、従前ですとこのエレベーターの位置というのが児童コーナー、児童向けの図書ですとか、読み聞かせ等のお話のコーナーを設けている場所がございまして。ちょうどそのお話のコーナーのあたりにエレベーターの新設がされるということになります。これに伴いまして、現状の図面の3階の部分、左下の方が児童コーナー、子ども向けの図書のコーナーになってございまして、右下の方は新聞・雑誌の閲覧コーナーとなっておりますけれども、この児童コーナーと新聞・雑誌の閲覧のコーナーを入れかえるというような形でレイアウトの変更を予定してございます。それに伴いまして、改修後の図面の児童コーナーが一番右端ですけれども、こちらの方にお話コーナーということで、もともとエレベーターの設置工事の場所にあったお話コーナーをこちらの方に移していくというような予定でございます。

このレイアウトの変更に伴いましては、書架等の移動を伴うこととなりますけれども、レイアウト変更の工事の中で、現在の書架を一部改修いたしまして、極力有効活用するような形で引き続き使用するという事で考えてございます。

もう一つの工事としまして、視聴覚室の新設工事でございます。こちらは、改修後の3階の図面で見いただきますと、図面の右上に囲みができて部屋のような形で視聴覚室となっております。こちらのコーナーですけれども、現在はAVコーナーとしまして、DVDとかレーザーディスクをこちらの方で試聴していただくようなコーナーで、今、スペースとしてはかなりゆったり目にとってつくってございます。このAVコーナーのところのスペースを活用しまして、視聴覚室を設置する予定でございます。定員としては最大50人程度入れる部屋と考えてございます。こういった部屋を設置することによりまして、今まで図書館で行ってございました行事、例えば映画会ですとか、子ども向けのイベントのようなものですか、そういったものはこちらの方で開催するというようなことで考えてございます。これまではそういったイベントに向けてのスペースがなかなかなかったということで、区民センターの部屋をお借りしながら実施していたのですが、こちらの方を新たに設置することによりまして、区民センターの方の空き状況とかにかかわらず、図書館の方の日程でこういった事業が実施できる。もちろん、大人数を集めるような事業につきましては、引き続き区民センターの施設を活用させていただくというような形で考えてございます。

工事概略につきましては以上でございます。

それでは、元の資料に戻りまして、2「高輪図書館の運営について」でございます。時系列で運営について書いてございます。5月5日こどもの日までですけれども、こちらにつきましては通常開館をいたします。5月6日から8日の3日間につきましては、5月9日から工事の実施が予定されておりますので、そのための工事準備ということで、館内に仮囲いを設置し、後ほどまた申し上げますけれども、工事期間中、仮設の窓口を使っての運営を予定しておりますので、そのための準備ということで3日間の休館をさせていただく予定でございます。5月9日から7月8日ですけれども、この間につきましては、エレベーターの工事、それから、先ほどのレイアウト変更の工事、

視聴覚室の新設の工事等を予定してございます。また、工事が終わりました後に工事検査がございまして、そういった工事検査に伴う若干の手直し等も出る可能性がございまして、その期間も含めまして7月8日までということでございます。

この2カ月間につきましては、「4階入口での仮設窓口」となっておりますけれども、4階の改修後の図面を見ていただきますと、ここには具体的に「窓口」という形で書いてございませんけれども、図面のちょうど中央の下の方に階段室とエレベーターがございまして、この左側に入り口のような形になっておりまして、こちらは、現在は3階、4階とも同じように自動扉が設置されてございます。ただ、現在は通常の入り口は3階だけにしておりまして、4階につきましては、入り口はあるのですが、閉鎖をするような形で運営しております。工事期間中、主には3階の部分が工事という形になりますので、4階において入り口のところに仮設のカウンターを設けまして、予約された本の受け取りですとか、返却ですとか、そういった部分をこちらの方で窓口としてやっていきたいと考えてございます。

資料の1枚目に戻ります。7月8日までで手直しも含めて工事が終了いたしますので、7月9日から13日の期間、5日間ございましては臨時休館ということで、図書館の資料復旧、リニューアルのオープンに向けました準備、それから年に1回、どちらの図書館でも特別整理期間ということで5日から6日間お休みをいただきまして資料の確認等を毎年行っております。通常、秋口にやることが多いのですが、今回この工事がございまして、この臨時休館期間中に高輪図書館につきましては、その特別整理期間をあわせて実施する予定でございます。それで、7月14日から新たな形での通常開館ということで考えてございます。

資料裏面でございます。3「仮設窓口について」。先ほど若干ご説明させていただきましたけれども、4階入り口に臨時カウンターを設けまして、対面方式によりまして資料の貸し出し・返却等の取り次ぎ業務を実施させていただきます。ただ、この間につきましては、工事をやっております関係で、あと、3階の資料を全て4階に上げますので、4階も書籍等でかなりいっぱいになってしまうというような状況がございまして、閲覧席のご利用、視聴覚資料の試聴等、館内でのご利用はできないということになります。

4「利用者への周知方法」でございます。こちらに書いてございまして、『広報みなと』の4月21日号、あるいは『ひろば』の4、5月の合併号、それから図書館のホームページ、港区のホームページ、それから、高輪を初めとしまして各図書館の掲示ポスター、あるいは利用者向けのチラシ等で利用者の方への周知を図ってまいりたいと考えてございます。

ご説明は、以上でございます。

○半田委員長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問はございますでしょうか。

○澤委員 利用者の便宜を図って5月9日から7月8日の工事期間も仮設窓口で業務を行うということで、この場合、閲覧席とか視聴覚の資料は利用できないということですが、これは本の貸し出しはやるということですね。

○図書・文化財課長 そのとおりでございます。館内への出入りは基本的にはできませんけれども、

本の貸し出し、あるいは予約への対応等はこちらの方でやらさせていただきます。

○澤委員 ということは、利用者からすると、書架には入れないということになるわけですね。

○図書・文化財課長 そのとおりでございます。

○澤委員 あらかじめ、こういう本が欲しいという申し出を窓口でして、その本があればそこで借りられるということですか。

○図書・文化財課長 そうですね。その場でその日に窓口で言っていただいて、職員の方で対応するというようなこともありますし、あるいは、事前にご予約なりインターネット等でご確認いただくという方法もあります。

○澤委員 インターネットでの予約はできるわけですね。

○図書・文化財課長 はい。

○澤委員 なるほど。分かりました。

○小島委員 ここに工事内容が書かれているのですが、それによりますと、児童コーナーを入れ替え、書架の改修をすとか、視聴覚室をつくるということですが、そのほか、これを機会にサービスの向上ができるとか、そのようなことはあるのでしょうか。蔵書は変わらないわけですね。蔵書数とかDVDとか、そういうもの自体が増えるということではないですか。

○図書・文化財課長 基本的に、蔵書につきましては従前と変わらないような形です。入れ替えは結構しておりますので、通常の運営状況と変わらないということにはなりません。ただ1点だけ、先ほど申しました現在のAVコーナーというところがございまして、そこでDVDとレーザーディスクも見られるような形になっているのですけれども、レーザーディスクにつきましては、今、生産がなかなかないというようなこともありまして、今回、工事に伴いまして、エレベーター設置後はどうしてもスペース的に狭くなるということがありますので、レーザーディスクにつきましてはこの機会に視聴の方から撤収しようかなと考えてございます。

○教育長 高輪図書館については、高輪の中高生プラザができる際には、高輪の図書館の分館ということで、子どもの部分についてはそちらの方にも開設できるということですから、総合的に見てレベルアップしているということになるかと思っておりますので、区民の皆さんにも十分楽しんでいただけるようになるのではないかと思います。

○半田委員長職務代理者 完成がとても楽しみになってきたことと思えます。

それでは、この件に関してはよろしいでしょうか。

本日予定している案件は全て終了いたしました。庶務課長、そのほか何かございますでしょうか。

○庶務課長 急で申し訳ございませんが、急遽、報告事項の追加を1件お願いしたいと思います。

○半田委員長職務代理者 1件、追加についてお諮りいたします。

本日の日程に教育長報告事項を1件追加したいと思います。ご異議ございますでしょうか。

(異議なし)

○半田委員長職務代理者 異議なきものと認め、本日の日程に教育長報告事項を1件追加いたし

ます。

5 東北地方太平洋沖地震にかかる港区教育委員会及び港区の対応について

○半田委員長職務代理者 では、3月11日金曜日に発生しました「東北地方太平洋沖地震にかかる港区教育委員会及び港区の対応について」。庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、資料5をご覧ください。

去る3月11日に発生いたしました大地震に際しまして、港区教育委員会並びに港区がとりました対応についてご報告申し上げます。

まず、当然ではございますけれども、地震発生時、直ちに学校における子どもたち、それから、生涯学習施設等における利用者の安全確保、あるいは安否確認を行ってございます。

3ページ目をご覧ください。学校関係について概略をご説明いたします。

地震が発生いたしましたのが3月11日の14時46分でございます。その直後から、指導室を中心に学校と連絡をとりまして、子どもたちの状況、あるいは学校に対していわゆる帰宅困難者等が避難してきたということもございまして、その人数把握をしてございます。資料の中ほどにある表をご覧くださいと思いますが、3月11日の17時現在、21時現在、それから翌朝の8時現在で把握した人数を掲載してございます。17時現在では、やはり子どもの数はかなり残っております。一方、学校によっては、帰宅困難者の方が多数避難をされている状況でございます。

21時現在になってもまだ一部子どもたちが残っている状況にございまして、あわせて、帰宅困難者はかなりの数が残ってございます。最後に、翌朝でございますが、この段階に至っても、児童・生徒の中でも5人ほどが、そのまま学校で1泊したという状況でございます。帰宅困難者も500人を超える人数が学校で1泊したという状況になってございます。

また、資料の最後の方でございますが、当日、小学校1校、中学校3校でディズニーランド、あるいはディズニーシーに卒業遠足で行っていた学校がございました。資料に記載のとおり、翌朝まで施設で1泊した子どもたち、特に中学校は全校1泊しましたが、小学校も含め全員無事帰宅したという状況になってございます。

また1ページ目にお戻りください。

生涯学習施設につきましては、16時30分にスポーツセンター及び生涯学習センター「ばるーん」が避難所に指定されてございます。

次に、施設の被害状況でございます。幸いなことに甚大な被害はなかったものの、資料に記載のとおり、かなりの学校等で被害が発生してございます。

それから、避難所としての対応でございます。恐れ入りますが、4ページをご覧ください。

先ほどの指導室でまとめた資料と一部かぶるところがございますが、区全体でまとめたものの中の教育委員会関係の施設を抜き出して掲載したものでございます。指導室がまとめた数字とこの表の数値で若干違うところがございますが、押さえた時間が多少違いますので、それによる差とご理解いただければと思います。

19時30分現在、21時50分現在、それから、12日の1時15分現在、さらに12日のお昼ごろ、12時8分現在の数字を押さえてございますが、一番ピークで、深夜の1時15分現在、2,100人を超える帰宅困難者、あるいはこの中には児童・生徒等も含まれておりますけれども、その人数が学校等で一夜を明かしたということになってございます。

また区としての対応でございますが、今度は5ページをご覧ください。

これは、3月14日に区長部局の防災課が議会に報告した資料をそのまま添付してございます。従いまして、3月13日現在で押さえたものをご理解いただければと思います。

まず、1「地震の規模及び被害概況」は資料に記載のとおりでございます。マグニチュード9.0という過去に類を見ない大規模な地震でございました。

2「区内の震度及び被害等」でございますが、区内では震度5弱と判定されてございます。若干資料が古くて申し訳ございませんが、3月12日土曜日現在では、人的被害等、あるいは建物等被害はそれほど大きな被害はなかったという形で整理をされてございます。

3「区の対応」でございますけれども、3月11日午後3時に被害状況の把握等を指示し、午後4時30分に災害対策本部を設置してございます。それ以降は、本部の指示のもとに、教育委員会事務局も含め各部が対応してございます。翌12日土曜日の午後2時に災害対策本部体制を解除し、情報連絡体制に移行してございます。

(2)の③でございますけれども、災害対策本部の指示によりまして、全職員の60%が一夜を明かした形になってございます。地震が起こった直後から公共交通機関が途絶いたしましたので、先ほどからご説明しております、帰宅困難者がかなり発生いたしました。中には一夜を明かした方がかなりいらっしゃいまして、その滞留者の状況等でございます。

JRの四つの駅におきまして、最大滞留者数。時間は多少前後してございますが、いずれにいたしましても、かなり多くの滞留者がいたということでございました。また、避難所兼帰宅困難者対応施設の開設状況及び利用者の推移でございますけれども、ピーク時、先ほどちょっと触れました午前0時15分における避難者数は約3,300名ということになってございます。

2ページ目をご覧ください。地震後にとった措置でございますが、施設の休止等の対応をしている施設がございます。まず、学務課が所管している施設の中で、箱根ニコニコ高原学園について、当面休園という扱いにさせていただいております。ホームページ等では、具体的な期日を示した方がいいだろうということで、3月31日までという形にしてございますが、その後については今の時点では未定でございます。

また、生涯学習推進課所管施設についてでございますが、資料の7ページをご覧ください。ここには、施設だけではなくて、事業についてもお示ししてございます。たくさんございますので主なものをご説明いたしますと、スポーツ施設の一番上のスポーツセンターは、当面の間は全館休止という扱いをさせていただいております。また、運動場等は、昼間は開放してございますが、照明等を利用する夜間等は基本的には休止としてございます。

それから、学校屋内プールでございますが、当面の間は全て休止をしてございます。それ以外の

学校施設、体育館等の開放につきましては、基本的には日中の開放中心という形にさせていただいております。地震により東京電力の電力設備がかなり被害を受けまして、通常の7割程度の供給しかできないという状況がございまして、東京電力管内は節電の要請を受けてございます。先ほど触れましたスポーツセンターも、それに答えたものとなっております。

また、学校屋内プールにつきましては、水を温めるのに相当な電力を必要としますので、その関係で当分の間休止という扱いをさせていただいております。

続きまして、図書館関係でございますが、8ページをご覧ください。図書館につきましては、基本的には9時から17時までの日中開館という扱いにさせていただいております。14日から16日につきましては、資料記載のとおり、みなと図書館を除く各図書館は臨時休館とさせていただいております。木曜日は全て館内整理日ということで休館いたしました。18日以降は9時から17時という扱いにさせていただいております。

先ほどもちょっと触れましたとおり、電力の供給が通常ですと4,100万kw/hですか、これが今の供給能力は3,000万kw/hしかないということで、約1,100万kw/hを節電しなくてはいけない。港区は、いわゆる計画停電の対象外になってございますが、やはり節電には積極的に協力する必要があるということで、区長自ら約4分の1の節電を指示されたということもございまして、こういう扱いにさせていただいております。

それから、2ページの最後をご覧ください。学校給食でございますが、まずは、牛乳が供給できなくなったということで、各学校とも代替品又は水筒持参で対応してございます。

それから、一部学校——高松中学校は給食室内が物品等破損のため一時的に休止、また、赤坂中学校につきましては、ガス管調整のために14日は簡易給食という扱いにさせていただいておりますが、両校とも現在は平常どおり実施をしております。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

○半田委員長職務代理者 ただいまの説明に対して、何かご質問はございますでしょうか。

○澤委員 大変な大災害で、港区の子どもたち等が無事だったということはありがたいことです。学校の方も、今報告をもらったように、帰宅困難者の避難所として対応したとのことですが、このときに、学校の先生方も泊まったりして、この避難のために相当協力していただいているのですか。

○庶務課長 先ほど6割体制というお話をさせていただきましたが、学校におきましても、6割の教職員が残り、結果的に学校で一夜を明かさざるを得なかったということでございます。

○澤委員 この数値を見させていただいても、お台場はすごい避難者がありましたね。あそこは交通がとまってしまったらどうしようもないというところだから。

○庶務課長 先ほどの説明が不十分でございました。4ページをご覧くださいと思います。

この表の一番下、欄外に記載させていただいたとおり、当日たまたま、いわゆる卒業旅行として、小金井市立第二中学校の生徒・教職員合わせて146人、同じく中野区立第十中学校の生徒・教職員を合わせて50人がお台場に来ておりまして、交通の途絶のために帰れないということで、お台場学園の体育館で一夜を明かすことになりました。

この際に、お台場学園の子どもたちは救援活動と一緒にあって取り組んでいただいて、非常に感謝されたと聞いてございます。

○澤委員 中学生200人が避難していただいたわけですね。これは当然、食料とか夜は寒いから、寝具とか、とにかくいろいろ対応が大変ですね。突然の災害ですから、その辺は滞りなくできたのですか。

○庶務課長 基本的には備蓄倉庫の備蓄物資、乾パンであるとか、水であるとか、そういうものを提供してございます。また、翌日になりましたけれども、それぞれ学校もしくは自宅に帰る生徒たちに対して、水等を渡して帰っていただいたと聞いてございます。

○指導室長 追加です。先ほどお台場の話が出ましたけれども、お台場の中学生、防災ジュニアチームへ、先日18日の卒業式のときに武井区長から感謝状が贈られたということで、卒業式の最初のあいさつのところでそのことも野村副区長から紹介されています。

○澤委員 たまたま私、先日土曜日に芝小学校に行く機会があって、伊津先生に聞いた話ですが、「芝小が避難所です」という看板を広い通りに立てたりして対応し、帰宅困難者の中の1人の方が、「何か、わかりにくいじゃないか」と言われたそうです。小学校というのは結構引っ込んでいるところにあるから。

○小島委員 場所がわかりにくいと。

○澤委員 そう、小学校の場所がわかりにくいと。ただ、その後、礼状をいただいたと聞いています。避難者の方も殺気立っていたのかと思っています。「そういうようなことを言われたけれども、ちゃんと礼状をいただきました」と言われていたので、港区の小学校も随分役に立ったのだと思いました。先生方も、まず子どもたちを優先して安全に帰宅させなければいけないし、結構大変だったのだなという印象を持ちました。

○小島委員 港南中学校だったかな、寝られるように畳を敷いたとか。この間、卒業式のときにいろいろお話を聞きました。

この地震発生の際に、幼稚園の園児はもう帰っていたのでしょうか。

○庶務課長 基本的には降園時間を過ぎておりましたので、大部分の園児は自宅に帰っていると思うのですが、先ほどの資料の3ページをご覧くださいなのですが、とはいえ、17時現在になっても、その資料にあるとおり、3園についてはそれなりの人数の園児の方が残っていたと聞いております。

○小島委員 この4名、12名、19名は、港南幼稚園の園児さん、南山幼稚園の園児さん、にじのはし幼稚園の園児さんという意味ですか。

○庶務課長 確認できておりませんが、おそらくそうだと思います

○小島委員 小学校、中学校は、14時46分ぐらいというとまだ学校にいるわけですね。それで、誰かけがをする等、地震によって被害を受けたという人的な被害はなかったということですか。

○教育長 ちょうどこの時間帯というのは、小学校でいえば1、2年生が下校するかしないかのぎりぎりのところで、早いところではもう下校してしまったところもあったようです。ですから、今

度は、その下校した後の安否確認が必要ですが、ほとんど電話も通じない。いろいろな状況の中での安否確認はなかなか難しいものがあったとは聞いています。学校に残っていれば、学校で引き渡しするまでいるわけですが、下校した後というのはかえってなかなか難しいです。たまたまそういう境のときの時刻だった。幼稚園に関しては、基本的には親の送り迎えですから、この時間帯でここににいるということは、一たん幼稚園から帰って、心配だからまた戻ってきたという親子もいるぐらいですから。ですから、いろいろあるのだと思います。基本的には、この時間帯ですと子どもたちは帰っていなければいけない時間帯ですから、もしかすると、親子で一緒にいたということもあるかもしれません。

○澤委員 個人的な話ですけれども、娘が勤務していたのですが、携帯などは全然つながりませんでした。普段何でもないときは便利だけれども、ああいう緊急のときになってしまったら、極端なことを言えばほとんど役に立たない。一番つながりやすかったのは固定電話で、だからやはり緊急時というのは、また別のことを考えないと、安否確認とかそういうのはなかなか難しいですね。いったん学校を出てしまったら、その安否を確認するのは学校としても大変なことですよ。

○小島委員 そうすると、生徒たちには全然被害がなかったと。建物は、それに書いてあるのですが、港区の幼・小・中では全部地震対策は済んでいましたよね。

○庶務課長 はい。全ての学校で済んでいます。

○小島委員 済んでいるのですが、ランクがありましたよね。そこら辺は、ランクづけで、一番低いところは大丈夫だったのですか。この部分という、何か部分でやっていたみたいでしたけれども。

○庶務課長 港区では、耐震工事を実施する際に、通常、安全と認められているよりも、およそ25%以上の高い強度を持たせるような工事してございます。ただ1点、神応小学校だけはそういった大規模工事ができない状況にございますので、ほかの学校に比べると、強度はちょっと少ないのですが、それでも一応安全と言われている基準を満たしてございます。

○小島委員 施設担当、何かご意見ありますか。地震等の関係で。

○学校施設計画担当課長 このランクづけはちょっと承知していませんけれども、今申しました安全の基準としては、I s 値という値があるのですが、これが0.7以上を推奨していて、港区は改修工事によって全てが0.75以上は確保されているという状況にございます。

○澤委員 そういう耐震とある程度関係するのでしょうかけれども、あの九段会館みたいに建物は大丈夫で天井が落ちてきてしまったなどということもあり得るので。

○小島委員 九段会館は大分古いのではないですか。

○澤委員 古いですね。海軍だかの関係で、軍人会館と言われていたとか。

○半田委員長職務代理者 ちょうど地震のときに娘がみなと図書館にいましたが、すごく揺れたそうです。でも、図書館の方の指示がとても早く、「外に出てください」とすぐに誘導をしてくださったということです。外の公園にすぐ避難させていただいたと。私は海外にいたので電話でやりとりをして、「何かあったら区役所に行きなさい」と言っていたのですけれども、「このような場合の指示の出し方がとても的確でよかった」ということを聞いております。

それで、今回の報告をまとめられて、何か問題点とか、今後も余震が続いたり、また津波が来ないとも限らないので、経験したことがないことを今回経験して、今後はもう少しここをというお気づきのところは何かございますでしょうか。

○**庶務課長** 1点目は、先ほどご指摘がありました、通信手段が非常に大事です。大きな地震だと携帯が通じないということがあったのですが、やはり何回もかけ直さないとながらなかつたりして、それに時間をとられたことがあります。こういうときのために防災無線があるのですが、これが十分機能しなかった。あるいは、機能的に一斉にあちこちかけると通信できなくなるといったような制約があったようですので、その辺が課題であると認識しております。

もう1点は、各学校は一応第一次避難所になっているのですが、最終的にそこを避難所とするかしないかは、区の災害対策本部で決定いたしますが、その指示が徹底していなかったために、学校がどう対応しているのか戸惑った点があります。結果としまして、各学校で事実上、帰宅困難者等を受け入れてくれるのですが、それは避難所として指定されたから受け入れたというよりは、学校の自主的な判断のもとに受け入れた状況でございます。本来、学校の教職員は、基本的には子どもたちの安全を考える役割を担ってございます。帰宅困難者は必要があれば、区から職員を派遣して、その職員が対応すべきところを、一部の学校については職員の派遣ができなかったところがございます。この辺も大きな反省点かと思えます。

○**小島委員** なるほど。

○**澤委員** どこかの区は学校を避難所に提供するというのをきちっと決めてあるのか、いち早くテレビ等で報道されているのを見ました。港区はどうなっていたかなと思いました。

○**小島委員** ほかの区ですか。

○**澤委員** ええ。ほかの区で。東京都はそうでしたよね。

○**小島委員** 都立高校などもありましたか。

○**澤委員** ええ、いち早く。

○**庶務課長** 今回いろいろ反省して、例えば学校については、一定規模以上の場合には自動的に避難所になるとか、また、人員体制も自動的に避難所に行くような仕組みなり取り組みが必要なのかなと考えております。

○**教育長** 難しいですね。都立高校の場合は、住民にというよりは、そういう帰宅困難者なり、あるいは外部からそこに来ていた人かなのです。でも、区立の場合は、第一次避難所というのは通常は区民のためのものであって、今回、区民が住まわれているマンションや一戸建ての家等が壊れて、あるいは壊れなくても、危ないからと避難してきた数は極めて少ないわけですね。でも、都内で発生した大地震で、いろいろ道路とかインフラが寸断されてといたら、やはり区民は避難所として学校などを求めてきますよね。そうすると、帰宅困難者の扱いをどうするかというのは非常に問題があって、全て受け入れられるような状況ではない。昼間人口90万と言われている港区が、そういう人たちを区民と同等に扱えるかという、これも問題がある。

ただ、今回のことはいろいろな問題を明らかにしてきたという意味では非常に教訓が得られます

ね。この辺もよく考えて、これからやらなければいけない。

○澤委員 やはりこういうときになると、どのような場合でも、トップが状況をどう判断して、適切な指示を出すかということが大切ですね。杓子定規に決められるものでもないと思うので。港区の行政を我々も信用していますけれども。ただ、多くの場合、ご自分たちだって被災者になるわけだから、その辺はなかなか難しいところですね。

○教育長 難しいですね。時間帯によって違いますしね。今回は14時46分。しかし、夜間の場合だってあるだろうし、夜中の場合だってあるだろうし、早朝の場合だってあるだろうし、学校の教職員がだれもいないという時だってあるわけですね。ですから、そういうことを想定したさまざまな準備をきちっとしておかなければならない。してはあるのですけれども、さらに詰めなければいけない。あるいは、学校も含めてきちっと訓練をしておかなければならないということもあると思いますね。

○半田委員長職務代理者 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

「閉 会」

○半田委員長職務代理者 庶務課長、そのほか何かございますでしょうか。

○庶務課長 特にございません。

○澤委員 1点確認です。

残念ながら、東京駅伝はこういう状況なので中止となったのですけれども、これはもう完全に中止ということですか。

○指導室長 基本的には中止ですが、その後の対応策については「関係機関と調整中です」という連絡をいただいています。現在のところ、代替ができるかどうか協議をしているという段階です。

○澤委員 なるほど。分かりました。

○半田委員長職務代理者 それでは、これをもちまして閉会といたします。

次回は、4月1日金曜日、午前11時45分から開会の予定です。よろしくお願いいたします。
本日は皆様お疲れさまでございました。

(午後5時02分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長職務代理者 半 田 吉 恵

港区教育委員会委員 小 島 洋 祐